

お客様各位

SMBC 日興証券株式会社

Madoff Victim Fund (=マドフ救済基金) から
「FINAL DETERMINATION NOTICE -APPROVAL」 (=最終決定通知-承認) が
届いているお客様への重要なお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2014年4月に弊社を通じて、マドフ氏の詐欺事件にかかる被害者救済のためのマドフ救済基金(以下、「MVF」といいます。)に申請書を提出されたお客様に、現時点での救済措置の進捗状況をお知らせいたします。加えて、2017年7月以降 MVF から「FINAL DETERMINATION NOTICE -APPROVAL」 (= **【最終決定通知-承認】**) が届いているお客様におかれましては今後必要な対応について、次のとおりご案内させていただきます。

なお、MVF から **【最終決定通知-承認】** が届いていないお客様におかれましては、現時点で何らかの対応を行っていただく必要はございませんが、ご不明な点がございましたら、直接、MVF にご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

1. **【MVF による審査の進捗状況と今後の進展】**

MVF の公式ウェブサイト (<http://www.madoffvictimfund.com/>) によりますと、MVF は 2016 年 9 月から米国司法省に正式に書類の提出を開始しており、2017 年 1 月現在 56,000 件以上の提出を行い、このうち 33,000 件以上の申請について、承認の推薦を行っているとのことでしたが、米国司法省は 2017 年 6 月初めに 35,500 件超の申請について承認の決定を行っているとのこと。これは、申請全体のおよそ 54% に相当するものであり、加えて、慎重な審査の結果、申請全体のおよそ 37% に相当する 24,000 件超の申請については、2017 年 3 月に米国司法省によって、正式に否認されています。MVF は、否認された申請者に対して、「FINAL DETERMINATION NOTICE-DENIAL (= **【最終決定通知-否認】**)」を送って、そのような決定がなされたことを伝えてきました。否認された申請者は、米国司法省に対して「再考請求 (RFR)」を提出する権利を有しており、MVF では既に 650 件以上の再考請求を受け取っています。これらについても、MVF での再審査が行われているところであり、米国司法省での再審査手続きも今後行われております。一方、2017 年 6 月初めに米国司法省が承認の決定を行った 35,500 件超の申請に対しては、MVF より **【最終決定通知-承認】** が 2017 年 6 月 29 日以降、申請が承認されたお客様に対して、発送されております。

(別途掲載の「**【最終決定通知-承認】** の日本語訳」をご参照ください。)

MVF では、2017 年内での最初の回収金の分配支払いの準備を進めているとのこと。

また、**【最終決定通知-承認】** には、承認された申請者が最初の分配金を受け取るためには、「追加的回収金に関する報告」を行う必要がある旨、記載されております。

なお、この手続きの内容につきまして、2017 年 7 月 25 日に MVF の公式ウェブサイトで情報が更新され、**【最終決定通知-承認】** を受け取った申請者向けの情報 (Preparing for a Distribution: Reporting Your Prior Recoveries (= **【分配のための準備：貴方が受け取った回収金に関する報告】**)) が掲載されております (http://www.madoffvictimfund.com/Collateral_Recovery.shtml)。

したがって、MVF から **【最終決定通知-承認】** が届いているお客様におかれましては、後記 2. **【追加的回収金に関する報告】** の対応方法について 記載の対応を行っていただく必要がございます。

2. 【「追加的回収金に関する報告」の対応方法について】

【最終決定通知-承認】を受け取った申請者は、**2017年9月15日までに「追加的回収金に関する報告」をMVFに対してEメールまたは郵送にて行う必要がある**とのことです。(別途掲載の「【分配のための準備：貴方が受け取った回収金に関する報告】の日本語訳」問2から問5をご参照ください。)

多くのお客様におかれましては、マドフ関連証券取引において、MVF以外からは追加的回収金を全く受け取っていないものと思われますので、**【分配のための準備：貴方が受け取った回収金に関する報告】の日本語訳問4の対応を2017年9月15日までに**行っていただく必要がございます(追加的回収金が無い場合でも対応する必要がございます)。

以下に、具体的なEメールまたは郵送での回答例を記載させていただいておりますので、お手数をおかけいたしますが、ご高覧のうえ、ご自身で直接MVFへご連絡いただきますようお願いいたします。

<回答例>

(1) MVF以外から追加的回収金を全く受け取っていない場合

【Eメールの場合】

宛先(To) :	info@madoffvictimfund.com	
件名(U) :	Reporting my Collateral Recovery	
メール本文	Claim Number : XXXXXXXX	← 「最終決定通知-承認」等(英文)の1ページ目の右上に記載されている7桁の申請番号(Claim Number)を記載
	Still Correct	← 「依然として正しい」という意味です。
	Name : ●●●● ●●●●	← 記載を要求されていませんが「最終決定通知-承認」等に記載されているお客様のお名前(ローマ字)を記載してください。 (【名】【姓】の順で記載してください)

【郵送の場合】

郵送で回答する場合には、上記の枠内の事項を記載の上、下記の宛名記載方法をご参考にご郵送ください。



差出人であるお客様の英語の住所を表記する際は、小さな行政区分から先に記載しますが、～丁目～番地は、日本語での表記と同じ順番になります。最後に郵便番号もご記入ください。

(例)

【日本語】〒100-XXXX 東京都千代田区丸の内1-X-5 日興ビルディング704号室

【英語】

(正) Nikko Building 704, 1-X-5, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100-XXXX

(誤) Nikko Building 704, 5-X-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100-XXXX

※追加的回収金を受け取っているが、その合計額が【最終決定通知-承認】に示された(回収金の)額で正しい場合も、回答例(1)の対応を行っていただく必要がございます。

また、「回収金」の金額に修正が必要な場合は、追加的回収金の源泉や受領された日付もMVFへご連絡いただく必要がございますので、後述(2)をご高覧いただき、お手数をおかけいたしますが、ご自身で直接MVFへご連絡ください。

(2) MVF以外から追加的回収金を受け取っており、【最終決定通知-承認】に記載されている追加的回収金の情報を更新する場合

【分配のための準備：貴方が受け取った回収金に関する報告】の日本語訳問3記載の対応(Eメールまたは郵送による回答)を2017年9月15日までに行っていただく必要がございます。

たいへんお手数をおかけしますが、ご自身で直接MVFへご連絡ください。

(別途掲載の「【ご参考】追加的回収金の情報を更新する場合」をご参照ください。)

なお、MVFによると、米国司法省は、申請者側に追加的回収金が発生している場合、それを申請額から控除するように規定しているとのことです。このため、申請者が追加的回収金にかかる上記(1)又は(2)の手続きを行わない場合、小切手の郵送が差し止めされる可能性があるとのことです。

申請番号等に誤りがあった場合や、期日までに間に合わなかった場合には、MVFによる救済金の小切手の郵送が差し止められる可能性がありますので十分ご注意ください。(MVFのホームページ上の表記では救済金の支払いに関する記述は小切手(check)という表現を使っていることから、小切手の郵送を行うことが想定されます。)

【ご参考】 現在までの進捗状況および今後の見通し

現在までの進捗状況および今後の見通し	
2014年2月～4月	MVFへの申請書の提出
2014年7月～ 2015年2月	MVFが「受領確認書(英文)」を発送 発送対象：MVFへの申請を行った全てのお客様
2015年2月～	MVFが「非公式不備通知(英文)」を発送 発送対象：MVFが申請書の内容に不備があると暫定的に判断したお客様 (一定期間 非公式不備通知の発送が継続される)
2016年4月～	MVFが「申請不備通知」を発送
2016年8月～	MVFが「追加的な回収金情報の更新通知*」を発送 * MVF以外からのマドフ関連証券に関する投資の損失についての補償をお客様が受領された場合にその情報提供を求めるものです。
2016年9月～	MVFが米国司法省に正式に書類の提出を開始
2017年3月	米国司法省が約24,000件の申請に対して、否認を行う。 否認されたお客様に対して、MVFが「最終決定通知-否認」を発送* * 「最終決定通知」の結果に不服がある場合には、米国司法省に再考請求を提出する権利を有する。ただし、再考請求提出期限は「最終決定通知」後10日以内。
2017年6月初め	米国司法省が被害総額65億米ドルを超える35,500件超の申請について承認。
その後数週間	承認された申請に対して、「最終決定通知-承認」を発送 (2017年6月29日以降)
2017年9月15日まで	承認された申請者は「追加的回収金に関する報告」をMVFに連絡
2017年中	承認された申請に対する最初の支払い(予定)

敬具